

令和 4 年 6 月 18 日現在

機関番号：32305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02076

研究課題名(和文) 家庭訪問型子育て支援の実態と効果指標の抽出に関する研究

研究課題名(英文) Research on the actual situation of home-visit child-rearing support and extraction of effect indicators

研究代表者

野田 敦史 (Noda, Atsushi)

高崎健康福祉大学・人間発達学部・准教授

研究者番号：60584018

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本における家庭訪問型子育て支援の実態把握と効果指標の抽出を目的とした。結果、自治体における家庭訪問型子育て支援の実施率は、1.6%から89.9%まで訪問事業種によって大きな差異が存在すること、その特徴は実施率高群(約80%以上)と低群(20%未満)に大別できること、主に幼児・学齢期の子どもを持つ家庭に対する訪問型子育て支援は自治体規模が大きいほど実施率が高い傾向にあった。効果指標としては「要支援家庭・児童の発見・予防」、「子どもの成長・発達支援」、「親のケア(負担軽減)」、「親の成長・自立支援」、「拠点施設・専門機関へ繋げる支援」、「住民の共助意識の向上」を確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで家庭訪問型子育て支援研究は、訪問事業種別ごとの研究が主流であったが、所管する本支援をメゾレベルで統計データ分析によって視覚化できた成果は、学術的意義が存在する。また、「包括支援」や「要保護・要支援家庭への支援」が求められる現代社会の課題に対して、当該実施自治体及び民間団体に向けて現時点での母子保健も含めた形での実施状況を記録として還元できたことは、今後の子育て支援施策の立案等の参考データになり得る。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to grasp the actual situation of home-visit child-rearing support in Japan and to extract effect indicators. As a result, there was a big difference in the implementation rate of home-visit child-rearing support in local governments. The range was 1.6% to 89.9%. For families with infants and school-aged children, the larger the municipality, the higher the implementation rate. Efficacy indicators included "discovery of abuse," "support for child growth and development," "parental care," and "support for parental independence."

研究分野：子ども家庭福祉

キーワード：訪問型子育て支援 ホームビジティング アウトリーチ 包括支援 メゾレベル

## 1. 研究開始当初の背景

日本の家庭訪問型子育て支援は、要保護家庭・児童の支援ニーズの高まりや子ども子育て支援法の施行により地域子ども・子育て支援事業の位置づけの中で全国的に近年、急速に発展し多様化している分野である。しかし、制度施行後、間もないこともあり家庭訪問型子育て支援の成熟進捗状況と多様化の様相には大きな地域格差が存在する。また、子ども子育て支援法成立以前の訪問型子育て支援は、乳幼児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業としては対象家庭の認知度は高いものの、その後の子どもの育ちや保護者の支援を担う、福祉・教育分野での役割と認識においては不十分な状況にあったといえる。

このような背景のもと国は、利用者支援事業ガイドライン(平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省局長通知)において事業内容の基本的姿勢を「利用者主体の支援、包括的な支援、個別ニーズに合わせた支援、子どもの育ちを通じた継続的な支援、早期の予防的支援、地域ぐるみの支援」として位置づけている。この具体的方向性の位置づけは、保健・医療・福祉・教育を区別せず、また、利用者のライフステージごとの支援として区分けせず、さらにインフォーマルな地域資源の活用も含めて、「包括的」かつ「柔軟性のある」枠組みで捉え直す取り組みの方向性を示したと言える。

制度・実践の環境的变化の中にあつて家庭訪問型子育て支援をフィールドとしたこれまでの研究は実践上の位置づけと同様に、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などのフォーマルサービスを対象とした研究(2015小野、木村、平田ら)やホームスタートなどのインフォーマルサービスを対象とした研究(2017野澤)など、いずれも事業種あるいは特定の家庭訪問型子育て支援の実態や課題・効果を問う研究が主であり、家庭訪問型子育て支援を一括りに網羅した研究は1件(2011西郷)のみで仮説モデル生成の段階にとどまっている。

これらの研究は、家庭訪問型子育て支援を主管する行政や事業実施団体においては組織の課題や事業の方向性を見出す客観的根拠として効果を及ぼしたが、利用者自身や地域住民がその必要性を自覚することや、行政・事業主体者が具体的な効果として実感できるデータとして示すには及んでいない。今回の研究で明らかにすべきは、家庭訪問型子育て支援ごとの特徴を把握することではなく、多様化する家庭訪問型子育て支援を地方自治体は、どの程度、訪問事業種を保有し、限られた財源の中で訪問事業種を兼用させたり流用させたりしているのか、そこには偏りはないのか、訪問型支援の併用やつながりの要因は何か、そして、その実態の中で利用者ニーズを補完できるものと不足しているものは何か、家庭訪問型子育て支援という枠組みで地域の子育て支援状況を把握し、そのつながりの中で地域住民をはじめとする利用家庭に視覚的データで示すことである。そして、これらの学術的な問いを明確にするには各市町村における実施状況の度数分布のみならず、訪問支援の効果指標と成り得る「スクリーニング性」「介入性」「個別性」「協働性」「共助性」「並存性」「ジョイント性」などの抽出にある。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、全国の家訪型子育て支援の実態把握と事業主体者と利用者相互が利用できる効果指標の抽出である。さらにそれらのデータと効果指標を用いて本邦の家訪型子育て支援全体の関係性を表すマップを作成することにある。特に行政主体の家訪支援と住民主体の家訪支援の比較から双方の特徴を明確化することを目指した。

## 3. 研究の方法

家庭訪問型子育て支援の実態把握については、対象を全国の地方自治体と主に民間事業団体に分け、調査票を配布(配信)・回収し、集計データに基づく分析を実施した。効果指標の抽出については、先行研究レビューに基づく効果指標となる項目の仮説生成と実態調査票への反映、及び収集データに基づく検討を実施した。

なお、実態調査における具体的な方法は以下のとおりとした。

調査対象：特別区を含む全市町村1741か所の自治体で訪問型子育て支援を所管する担当部署

調査方法：郵送及びデータ配信によるアンケート調査

調査期間：2021年7月12日～10月31日

## 4. 研究成果

### (1) 実態調査結果概要

特別区を含む全市町村1741か所の自治体のうち有効回答数は434件で、回収率24.9%であった。回答のあった自治体の属性分布は、政令指定都市6件(1%)、中核市33件(8%)、施行時特例市6件(1%)、特別区6件(1%)、その他の市184件(43%)、町村195件(45%)、不明4件(1%)であった。

各訪問事業種における自治体の実施(所管)状況は、「乳児家庭全戸訪問事業」390件(90%)、「新生児訪問指導」384件(88%)、「妊産婦訪問指導」375件(86%)、「未熟児訪問指導」367件(85%)、「養育支援訪問事業」333件(77%)、「ファミリー・サポート・センター事業(訪問型)」158件(36%)、「産前産後ヘルパー派遣事業」82件(19%)、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」72件(17%)、「母子

愛育班・母子保健推進員」53(%)、「地域子育て支援拠点事業(地域機能強化型)」48(%) 「障害児等療育支援事業」41(12%)、「子ども家庭支援員訪問事業」37(9%)、「子育てや家事のヘルパー派遣」27(6%)、「ホームスタート」24(6%)、「居宅介護事業」23(5%)、「訪問型家庭教育支援事業」15(3%)、「居宅訪問型保育事業」7(2%)であった。

自治体で実施している訪問型子育て支援の実施状況を、自治体規模別に区分し、事業種ごとに実施状況を度数及び比率分布で比較検討した結果、実施率に高い傾向のある「乳児家庭全戸訪問事業」、「新生児訪問指導」、「妊産婦訪問指導」、「未熟児訪問指導」などの事業種では、自治体規模による大きな差はなかった。一方、「養育支援訪問事業」、「ファミリー・サポート・センター事業(訪問型)」、「産前産後ヘルパー派遣」、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、「障害児等療育支援事業」、「子ども家庭支援員訪問事業」、「ホームスタート」、「居宅介護事業」の事業種は、「特別区を含む政令指定都市、中核市、施行時特例市」と「町村」の間に10.1~41.5ポイントの大きな差があった。

## (2) 効果指標に関する検討結果概要

訪問型子育て支援における効果指標は、先行研究文献及び実践現場担当者のヒアリングをもとに「要支援家庭・児童の発見・予防」、「子どもの成長・発達支援」、「親のケア(負担軽減)」、「親の成長・自立支援」、「拠点施設・専門機関へ繋げる支援」、「住民の共助意識の向上」とした。

この指標をもとに実態調査において自治体担当者に対して「訪問事業を実施することによって認められる(期待できる)効果・機能」について質問したところ、訪問型子育て支援17事業種のうち「新生児訪問指導」、「妊産婦訪問指導」、「未熟児訪問指導」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「子ども家庭支援員訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「訪問型家庭教育支援事業」の7訪問事業種が、機能・効果の中で5割以上の高い回答比率を示した回答項目数が4項目と最も多かった。反面、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、「居宅訪問型保育事業」、「居宅介護事業」、「子育てや家事のヘルパー派遣」の4事業種は、機能・効果の中で「親のケア(負担軽減)」のみに5割以上の高い回答比率を示した結果であった。また、機能・効果の中で「親のケア(負担軽減)」は、17事業種すべてにおいて5割以上の高い回答比率を示したが、「住民の共助意識の向上」は、「母子愛育班・母子保健推進員」、「ホームスタート」、「ファミリー・サポート・センター事業(訪問型)」3事業種のみであった。

## (3) 考察

本調査結果から訪問型子育て支援をひとつの括りでみると自治体における実施状況には、「居宅訪問型保育事業」(1.6%)のような低い実施率から「乳児家庭全戸訪問事業」(89.9%)のように非常に高い実施率の訪問事業まで大きな差異が存在することが確認できる。この実施率の差異の特徴としては、「乳児家庭全戸訪問事業」(89.9%)、「新生児訪問指導」(88.5%)、「妊産婦訪問指導」(86.4%)、「未熟児訪問指導」(84.6%)、「養育支援訪問事業」(76.7%)など5事業種が示す実施率高群と、「ファミリー・サポート・センター事業(訪問型)」(36.4%)を除く、実施率が20%に満たない11事業種の実施率低群に分類できる。

この実施率高群に注目すると、5事業種のうち「新生児訪問指導」、「妊産婦訪問指導」、「未熟児訪問指導」は母子保健法に基づく訪問指導である。また、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」も児童福祉法を法的根拠としているものの、乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインにおいては「支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問すること」、「母子保健担当部署との連携の下、母子保健法に基づく新生児訪問や乳児に対する訪問指導の必要性がある場合には、優先的にこれらを実施すべき」などが示され、養育支援訪問事業ガイドラインにおいては「乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され(略)」など、母子保健担当部署との連携と一体的な支援が示され、母子保健法を根拠におく事業種と非常に関係が近いことが理解できる。自治体においては、この「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の所管を保健センターや母子保健担当部署に置く場合もあり、制度的実効的な観点からも、これら5事業種は、乳児期の子育て支援に帰属し、その機能・効果として「要支援家庭・児童の発見・予防」と「親のケアの機能」を有する事業種として、自治体が「直接」運営している結果の表われと想定できる。

一方、実施率低群の11事業種のうち9事業種は、幼児期、学齢期の訪問型子育て支援に帰属している。この9事業種のうち7事業種は、5割以上の自治体が利用対象を「一部」の住民として実施している事業種である。また、「居宅訪問型保育事業」、「地域子育て支援拠点事業・地域機能強化型」の2事業種については児童福祉法、子ども子育て支援法に基づく根拠があるものの、そのほとんどが省令通知、自治体独自事業での規定に基づく事業である。このことから実施率低群の事業種は、乳児期以降、子どもが幼児期、学齢期の子育て支援に該当し、その利用対象及びニーズも部分的、限定的なことから法的整備も未成熟であることの表れであることが想定できる。換言するならば、子どもが幼児期になり子育て中の親は就労復帰等、家庭の実状に合わ

せて多様な子育て形態の時期に入る。そのため子育て支援のニーズも多様化していく。具体的には子供の成長と共に親も外出できる機会が増え、アウトリーチ（訪問）支援を必要とする親の絶対数も減少することが影響要因として想定できる。

また、訪問型子育て支援の実施状況と自治体規模による差異については、幼児期と学齢期において「特別区を含む政令指定都市，中核市，施行時特例市」，「その他の市」，「町村」の順で実施率に減少傾向があった。このことは先述の実施率低群の影響要因と同様に、利用対象及びニーズも部分的，限定的ではあるが，大都市部の方が町村部と比較し人口規模，支援ニーズ，子育て世帯の核家族化の状況ともに実施の必要性が高いことが影響要因として考えられる。換言すれば町村部においては家族，地域等の共助によって支援ニーズが少ない結果の表われであることが想定できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 野田敦史	4. 巻 15
2. 論文標題 日本の家庭訪問型子育て支援に関する研究の動向と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 健康福祉研究：高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要 / 高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要編集委員会 編	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 野田 敦史
2. 発表標題 日本の家庭訪問型子育て支援に関する研究の動向と課題
3. 学会等名 日本子ども家庭福祉学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 野田敦史
2. 発表標題 日本の家庭訪問型子育て支援に関する研究の動向と課題
3. 学会等名 日本子ども家庭福祉学会第20回大会
4. 発表年 2018年～2019年

1. 発表者名 野田敦史 野澤義隆
2. 発表標題 日本の家庭訪問型子育て支援に関する実態調査報告（1）
3. 学会等名 日本子ども家庭福祉学会第23回大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	野澤 義隆  (Nozawa Yoshitaka)  (20550859)	東京都市大学・人間科学部・講師   (32678)	
研究 分担者	西郷 泰之  (Saigo Yasuyuki)  (30266241)	大正大学・人間学部・教授   (32635)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------